春日井市教育委員会

緊急事態宣言解除後の小中学校の教育活動について(お知らせ)

平素より本市の教育活動に、ご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、愛知県に出されている「緊急事態宣言」が解除されました。

つきましては、本市の教育活動の内容も、次の通り一部のみ変更<u>(太字下線の部分)</u>をさせていただきます。今後も、必要な感染症対策を継続してまいりますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願いします。

Ⅰ 感染拡大防止について

- (1)登校について(学校にウイルスを持ち込まない)
 - ・お子様の健康状態を観察(検温)し、「健康観察カード」に記入して、登校させてください。
 - ・「風邪の症状がある」(新型コロナウイルス感染症の疑いが心配される)などの体調不良の場合は、欠席させてください。「出席しなくてもよい日」とします。症状が改善されるまで自宅で休養してください。
 - ・同居の家族等が、濃厚接触者に特定された場合や、風邪の症状等によりPCR検査等を受ける場合は、学校に連絡をお願いします。欠席する場合は「出席しなくてもよい日」とします。
 - ・児童生徒に基礎疾患があったり、高齢者や基礎疾患のある家族と同居していたりするなど登校させることに不安がある場合は、学校にご相談ください。
 - ・感染予防のためマスクを着用させてください。マスクを外す場合は、感染防止のため、「十分な距離(少なくとも2m)を確保し、会話を控える」ようお話しください。
 - ※お子様の体調に十分ご注意ください。
 - ※ご家庭で心配なことがある場合は、学校に相談してください。
 - ※<u>今までお願いしてきました同居の家族に「風邪の症状がある」場合の欠席のお願いについ</u>ては、緊急事態宣言の解除により終了します。

(2)校内での基本的な感染症対策 (接触感染、飛沫感染を防ぐ)

- ・登校時、給食の前後、外から教室に入るとき、トイレの後、掃除の前後、共有物を触る前後などでのこまめな手洗いを徹底します。
- ・3つの密(密閉・密集・密接)を避けるよう配慮します。
- ・校舎内では、児童生徒及び教職員はマスクの着用をするとともに、咳エチケットを徹底します。
- ・日々の清掃により清潔な環境を保ちます。
- ・大勢が手でよく触れる箇所は、1日1回消毒を行います。
- ・児童生徒や教職員の感染が明らかになった場合は、消毒などの対応を行います。また、状況 によっては臨時休業する場合があります。さらに複数の感染者が出たり、風邪症状の児童生

徒が急増したりした場合は、クラスター発生の可能性があるため、医療機関・保健所とも協議 し、状況に応じた措置をとります。

(3)抵抗力を高めること

・ウイルス感染防止には、健康的な生活により、免疫力を高めることが重要です。お子様の免疫力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」に心がけください。

2 教育活動について

(1)授業について

- ・授業では、次のようなことに配慮します。
 - *児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保するよう配慮します。
 - *教室などは、常時、窓(可能であれば2方向)を開けて換気をします。
 - *体育の授業や運動部活動では、運動開始から運動終了までマスクを外してもよいこととします。ただし、十分な身体的距離が取れない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクなどがない場合は、マスクを着用することとします。
 - *感染リスクが特に高い活動(近距離で一斉に大きな声で話す活動など)は行いません。

(2)学校給食について

- ・給食前後の手洗い、配膳台の消毒を徹底します。
- ・給食用のふきん、箸を必ず持たせてください。
- ・グループでの会食は行いません。

(3)学校行事について

- ・延期および短縮しての実施や中止を、それぞれの学校で計画しています。
- ・集団が狭い空間に集まるような行事は、自粛します。

(4)部活動について

- ·3月6日(土)~ 活動時間2時間程度 休日の練習開始 3月13日(土)~ 活動時間3時間程度
- ・対外的な試合や合同練習については、体力的な面を考慮し感染防止対策を十分にした上で、3月20日(土)より実施します。また、大会やコンクールへの参加については、主催団体の感染防止対策を検討した上で参加します。

3 その他

- ・学校では、感染者や濃厚接触者がいじめの被害者にならないよう指導をしてまいりますが、ご 家庭でも「偏見」や「差別」が生じないようお話しください。
- ・ご家庭においても「新しい生活様式」の実践を引き続きお願いします。特に、「感染のリスクが 高まる5つの場面」(厚労省)は、避けていただきますようお願いします。